

新井田川

1 漁業権番号	内共第16号（新井田川）								
2 漁場の区域	岩手県と青森県との境界から上流の新井田川本流及びその支流の区域（久慈市及び岩手郡葛巻町の区域を除く。）								
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間				
		あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	新井田川本支流の 免許区域	7月1日から11月30日までの期間 内で組合が定めて公表する期間				
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで				
		いわな	〃	〃	〃				
		うなぎ	餌釣り	〃	1月1日から12月31日まで				
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	〃				
		こい	〃	〃	〃				
		ふな	〃	〃	〃				
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。								
	(2) 区域の制限	区域		禁止期間					
		雪谷川蓮台野橋上流端から日ノ戸橋下流端までの区域		4月1日から6月30日まで					
		瀬月内川榮橋上流端から蒔田橋下流端までの区域		〃					
(3) 全長の制限	名称		禁止に係る全長						
	やまめ（ひかりを含む。）		13センチメートル以下						
	いわな		15センチメートル以下						
	うなぎ		30センチメートル以下						
	こい		10センチメートル以下						
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所		
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	円 700	円 5,100	組合事務所及び指定販売所		
			やまめ いわな うぐい こい ふな	餌釣り 擬餌釣り					
			うなぎ	餌釣り					
			雑魚	やまめ いわな うぐい こい ふな うなぎ	餌釣り 擬餌釣り 餌釣り	500		3,000	
		ア 幼児、小学校児童及び中学校生徒は、無料とする。 イ 身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。							
		遊漁券販売所		名称	電話番号				
		岩手県内水面漁業協同組合連合会ホームページをご参照ください。							
		(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	個人		団体	納付場所
	全魚種		あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所 Tel 019-623 -8712		
やまめ いわな うぐい こい ふな			餌釣り 擬餌釣り						
うなぎ			餌釣り						

		雑魚	やまめ いわな うぐい こい ふ な うなぎ	餌釣り 擬餌釣り 餌釣り	15,700	14,000
5 遊漁に際し守 るべき事項	<p>(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。</p> <p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。</p>					